

駒ヶ根市地域おこし協力隊募集

中央アルプス国定公園や山麓の貴重な自然環境を舞台とした
新たな観光スタイルを作り出すため 力を貸してください！

中央アルプス国定公園・駒ヶ根高原の
自然環境を活かしたプロジェクトがスタート！



駒ヶ根市は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスの雄姿を望むことができる「アルプスがふたつ映えるまち」をキャッチコピーにした街です。

世界に誇れる中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原、早太郎温泉郷などがあり、全国各地から観光客が訪れる風光明媚な観光都市です。

また、中央アルプスは貴重な自然環境などが評価され、令和2年3月に国定公園に指定されました。当市は山岳観光の主要玄関口である駒ヶ根高原を有しており、年間を通じて多くの登山者が訪れます。

■募集期限：令和3年3月1日(月)(必着)

■活動内容

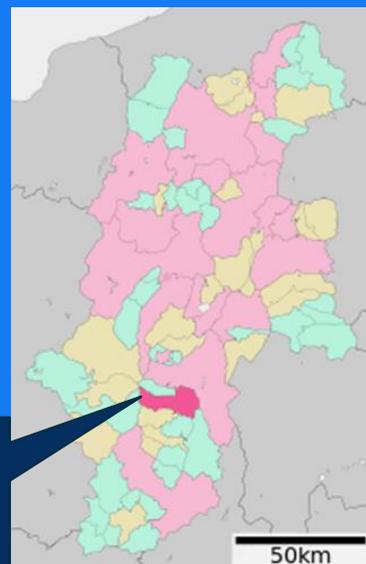
- ①中央アルプスにおける魅力ある山岳観光の推進
➢魅力ある山岳ツーリズムの開発、安全登山・環境保全の啓発活動
- ②駒ヶ根高原を中心としたアウトドアツーリズムの推進
➢駒ヶ根高原ランドデザインの具現化、テレワーク・ワーケーション

■報償費等：月額166,600円 ※活動経費等は別途支援あり

※詳しくは駒ヶ根市役所HPをご覧ください
こちら↓↓↓

<http://www.city.komagane.nagano.jp/>

長野県駒ヶ根市



駒ヶ根市地域おこし協力隊募集

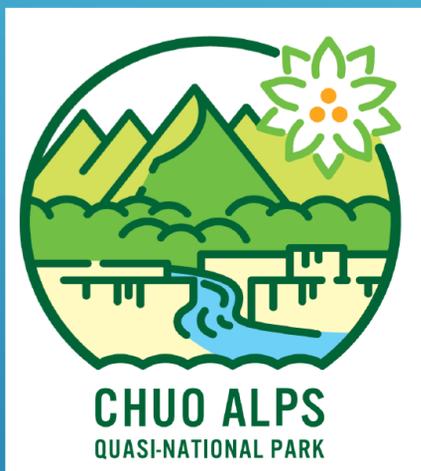
募集概要

■活動内容

1. 中央アルプス国立公園の雄大な山岳環境を活かした山岳観光の推進
 - ①中央アルプス国立公園の魅力発信、魅力ある山岳ツーリズムの開発
 - ②山岳遭難防止対策の企画・活動、山岳自然環境保全のための取り組み
2. 駒ヶ根高原及び周辺地域を活用したアウトドアツーリズムの推進
 - ①駒ヶ根高原グランドデザインの具現化に向けた取り組みへの協力

■求める人物像

- ・人と接することが好きな、明るく温かな人
- ・山岳観光に意欲があり、登山経験豊富な人
- ・山や自然が好きで、将来に渡り仕事として考えている人
- ・市民や関係者と上手にコミュニケーションがとれる人
- ・自身の経験を活かし、業務に情熱を持って取り組める人



■募集人員

アウトドアツーリズム、山岳観光推進担当 1名

■募集対象

- ①年齢が25歳以上45歳以下の方（令和2年4月1日現在）
- ②三大都市圏等の都市地域（条件不利地域以外）に居住しており、赴任後生活の拠点を駒ヶ根市に移し、住民票を異動できる方。（地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」関連ページでご確認ください。）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000717566.pdf
- ③地域の活性化に対する知識と熱意を有して積極的に企画・活動し、3年間（令和6年3月末まで）は継続して活動できる健康な方。

■応募資格

- ①普通自動車運転免許証を有する方。
- ②高山地帯（標高2,000m以上）における山岳登山経験が豊富にある方。
- ③携帯電話やパソコン、携帯情報端末等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方。
- ④委嘱期間終了後も駒ヶ根市において定住・就業・起業に意欲のある方。

■応募手続き

- ①応募受付期間 令和3年3月1日（月）（必着）
- ②提出書類
・応募用紙（駒ヶ根市のホームページからダウンロードしてください。）
・住民票の写し（令和3年2月1日以降に取得したもの。コピー可）
・運転免許証のコピー
- ③提出方法 郵送または持参
- ④その他
・応募に係る費用は全て応募者の自己負担となります。
・提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

■勤務形態

- ①駒ヶ根市の会計年度任用職員として駒ヶ根市長が委嘱します。期間は令和3年4月下旬（予定）から令和6年3月末までの予定です。（年度ごとの更新を行い、最長3年間とします。）
- ②原則として週5日、1日7.5時間（週37.5時間程度）の勤務とします。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日（イベントなど休日出勤あり）
休日に勤務した場合には振替（代休）での対応とします。
- ③報酬は月額166,600円とします。（賞与あり）

■待遇及び福利厚生

- ①社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）に加入します。上記のほか野外活動保険（山岳地帯）に加入します。
- ②活動に関連して出張する場合は、市の一般職員の例により旅費を支給します。
- ③活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）は予算の範囲内で支給します。
- ④その他、移動やPCなどに係る活動支援として毎月10万円の範囲内で補助します。（住居費用等含む）
- ⑤転居に係る費用は1回に限り10万円を上限に補助します。

駒ヶ根市役所 産業部 観光推進課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号 TEL0265-83-2111 FAX0265-83-1278

駒ヶ根市役所HP <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

E-Mail kankou@city.komagane.nagano.jp